

軽自動車税 税額一覧

令和7年4月1日現在

●原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪、小型二輪

車種区分	税額	
	原動機付自転車	50cc以下
50cc超～125cc以下 かつ、 最高出力が4.0kW以下		2,000円
50cc超～90cc以下		2,000円
90cc超～125cc以下		2,400円
ミニカー		3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円
軽二輪(125cc超～250cc以下)・ボートトレーラー(二輪)		3,600円
小型二輪(250cc超)		6,000円

●三輪及び四輪以上の軽自動車

車種区分		税額		
		旧税率(※1)	新税率(※2)	重課税率(※3)
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
軽四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
フルトレーラー(四輪)		4,000円	5,000円	

※1 旧税率・・・自動車検査証の初度検査年月(新車新規登録により初めて車両番号の指定を受けた日)が、平成27年3月31日以前の車両に適用されます。

※2 新税率・・・自動車検査証の初度検査年月(新車新規登録により初めて車両番号の指定を受けた日)が平成27年4月1日以降の車両に適用されます。

※3 重課税率・・・自動車検査証の初度検査年月(新車新規登録により初めて車両番号の指定を受けた日)から13年を経過した車両について、平成28年度から適用されます。なお、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、並びに被けん引車は重課税率の対象外です。